

事業報告

国民健康保険制度は国民皆保険を支える重要な基盤であり、将来にわたり、持続的かつ安定的な運営を推進していく必要がある。

このため、国保法が改正され、平成30年度から、県が財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などの役割を担うこととなった。

こうした状況を踏まえ、引き続き業務の効率的な運営に努めるとともに、新国保制度についての県と市町村の協議に応じ、新制度が円滑に実施されるよう諸準備を進めた。

1 業務の効率的な運営

保険者と連携を図りながら、確実かつ効率的な業務運営に努めた。

- (1) 診療報酬審査支払業務
- (2) 後期高齢者医療業務
- (3) 介護給付費審査支払業務
- (4) 特定健康診査・特定保健指導業務

2 保険者支援の推進

保険者負担の軽減を図るため、高額療養費支給をはじめ保険者間調整や第三者求償、保健事業などの保険者が行う事務を、共同処理することにより保険者支援を行った。

3 新国保制度への対応

平成30年度からの新制度が円滑に実施されるよう、県と市町村との協議に応じ、県が行う事業費納付金算定作業へ協力するとともに、新たに国保情報集約システムの構築をはじめ、業務手順の見直しに伴う規約等の諸規程の改正、関連システムの改修などの諸準備を的確に進めた。

4 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティについては、情勢の変化に応じて、システムの安全管理措置の更新を図り、特定個人情報等の取扱規程の改正を行うとともに、第三者審査機関による認証（ISMS）審査を継続するなど、セキュリティ対策に万全を期した。